# 道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

ு 建設課河川係 ☎内線201

私有地から道路や歩道に樹木や枝が張り出して、自動車や歩行者などの通行に支障となっている箇所があるため、通行 車両や歩行者の事故につながる恐れがあります。事故を未然に防ぐためにも建築限界を守り、張り出した樹木の伐採に ご協力をお願いします。また、普段の管理はもとより、強風や大雨の後には特にご注意ください。

# ◆ご注意

私有地の生け垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した 枝の落下などにより、通行中の車両や歩行者などが損傷する事 故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合が あります。 (民法第717条、道路法第43条)

# ◆建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では道路を安全に通行 するため、車道の上空4.5%、歩道の2.5%の範囲に通行の障害に なる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。

### ◆作業時の注意事項

③法定外公共物

関

するも

0)

の10分の

電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますの で、事前に九州電力またはNTTに連絡し、立ち合いのもとで行っ てください。また、作業にあたっては、通行車両および歩行者など の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

①市道に

関するも

Ō

0)

10

分

生コンクリー

Ļ

砕 例

石

0)

10

補助率

業時の保険など。

路に付随する側溝整備。

(支給原材料]

夫賃金)、

機械の燃料費、

手賃金 (市で決定している人

原材料、

特殊な機械の運転

支給範囲

生活道

路

0)

改

修

舗装

およ

対象となる費用

舗装作業など。

作業に必要な機械借上

②河川

関

す るも

0)

0

10

分

字溝)など。

原材料の支給率

市が必要と認めた量

(※3割は申請者負担)

ンクリート2次製品

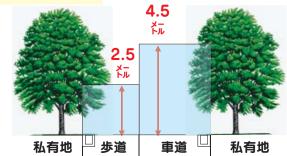
0)

10

### ◆お願い

市役所の道路パトロール時、各地区での作業時、緊急の場合 などには、道路通行に支障となっている樹木や枝などを予告な く伐採、撤去することがありますので、ご理解をお願いします。

### 建築限界の範囲



鷹島支所地域振興課☎603−243 建設課道路河川係公内線203

# 巾民協働まちづくり事業

う際に必要な経費の全部また 民団体が、 は一部を市が補助します。 ついて、利用される地域や市 定外公共物 (赤線・青線など) に が管理する市道・河川・ 維持補修作業を行

住

# (対象となる作業)

市道の除草作業 陰切り作業など。 側溝清掃

河川の清掃作業、

法定外公共物の災害復 作業など。

ĺΗ

河床浚渫

# (対象となる道路

4戸以上が利用 幅員 する総 1 / 以上 延

の生活道路

# てください。

原材料を支給しています。 整備計 政嘱託員を通じて申請 生活道路 み B 画 す のある地区は、 の整備に 1) 環境 整 対して 備 0)

**8** 

☎内線202 建設課管理係

松浦市生活道

※①~③は市が ·**申請期限**】9月29日 た範囲とする。 必 要と認 金 め

以下とする。

# 申請期限 7 月 31

④事業費の限度額は

申

請

事

業につき100万円

月

# び路肩の補修並びに生活道 一の7割 U コ

ご相談に応じます。





# 教育委員異動のお知らせ

ு 教育総務課総務係 ☎内線353

# ●退任委員 (2月22日付け退任)



武部周清 前委員

# ●新任委員



平原章宏

# ●教育委員会の構成

|              | 氏名  |            | 任期  |
|--------------|-----|------------|---|
| 教育長          | 今西  | 誠司         | 平成28年4月2日~平成31年4月1日   |
| 教育長<br>職務代理者 | 島田  | 茂明         | 平成 28 年 2 月 23 日~平成 32 年 2 月 22 日<br>(平成 29 年 2 月 23 日~平成 31 年 4 月 1 日) |
| 委員           | 白石し | <b>ンのぶ</b> | 平成 26 年 2 月 23 日~平成 30 年 2 月 22 日                                       |
| 委員           | 市原  | 義光         | 平成 26 年 2 月 23 日~平成 30 年 2 月 22 日                                       |
| 委員           | 平原  | 章宏         | 平成 29 年 2 月 23 日~平成 33 年 2 月 22 日                                       |

※ ( ) 内は、教育長職務代理者としての任期です。



# 消費生活センターだより

間 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 0956-72-1861

# 「インターネット通販の前払いによるトラブル」が急増!

インターネットで申し込みをする通信販売で、前払いをした場合のトラブルについての相談が急増しています。

### 《相談事例》

【事例 1】 安いので注文したが、商品が届かない。違う商品が届いた。

【事例2】 代引きでの注文のはずが、注文後、前払いするよう電子メールが来た。

【事例3】 サイトそのものが有名サイトをコピーした偽サイトだった。

# 《ひとこと助言》

- 1. 個人名義の銀行口座に慌てて「前払い」はしないようにしましょう。
- 2.「前払い」は、業者が応じない限りは金銭的な救済が困難です。インターネット通販は、業者の実態が つかみにくいため、所在が不明であったり連絡が出来なかったりする場合があります。
- 3. 不安に思ったりトラブルにあったりした場合には、消費生活センターや警察に相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。



